（様式第２－２号）

【市町村から活動組織に通知するもの】　　　　　　　　　　　　　　　農林水産省様式

番　　　　　号

年　　月　　日

活動組織の名称

代表者の氏名 　殿

市町村長

多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定について

　◇年◇月◇日付け「多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請について」をもって申請のあったこのことについて、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第７条第５項の規定に基づき認定する。

＜施行注意＞

１　１号事業を実施する場合において、市町村が管理する施設の工事に関する条件がある場合には、その内容を明示した上で認定を行うこと。

２　実施要領第１の７の（３）又は第２の９の（６）に定める事業計画の変更認定の通知を行う場合には、件名の「多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定について」を「多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更認定について」とし、本文中の「◇年◇月◇日付け「多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請について」をもって」を「◇年◇月◇日付け「多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更認定の申請について」をもって」とし、「第７条第５項」を「第８条第４項において準用する同法第７条第５項」とする。

（別紙）

○○市町村が管理する施設の工事に関する条件

１．町が管理する施設に関し、○○○○○（以下「対象組織」という。）が実施する工事によって生じた工作物等は、所要の手続を経て、町に無償で譲渡するものとする。

　また、譲渡の際は、工作物等の所在、構造、規模、数量等が明示された図面等の書類（例：設計書、平面図、構造図等）を提出するものとする。

２．対象組織は、町が管理する施設に関し、工事に当たって詳細な工事内容について町に提出し、工事内容に変更が生じた場合には、あらかじめ、町にその旨を報告し、町は書類確認を行うとともに、必要に応じて現地確認を行うものとする。

３．　・　・ ・ ・ ・ ・ 　必要に応じて記述　・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・